

地公退ニイス

No. 133
2016. 11. 7
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

二〇一六年総務省要求を提出

地公退は、九月二三日一五時から総務省内で、江崎参議院議員の同席のもと西澤会長ほか地公退五役により総務大臣に対する二〇一六年要求を提出し、「年金制度改革」や「地域包括システムの基盤整備」を中心に総務省の回答を受けた。総務省からは、高原公務員部長、諸戸福利課長、君塚自治財政局調整課理事官が出席し、要求書への回答があった。概要は次のとおり。

地公退会長、公務員部長に要求書を手交

【地公退・西澤会長】

例年この時期に申し入れをしているが、本日もこのような形で意見交換の場ができたことに感謝する。

要求項目は多岐にわたっているが、年金とTPPについて発言する。

年金については前国会にキャリーオーバーを含む年金関連法案が提案され継続審議になっている。年金はビスマルク以来長い歴史のある制度で、複雑な体系を持つ。それだけに、それを変更しようとするときは被保険者・受給者の理解を得ることが極めて重要だ。また被用者年金一元化が実現したが、共済には厚年とは異なる民主的な運営の経過がある。一元化の下でもこれを活かすべきだ。私たち



▲右から、西澤会長、江崎議員、高原公務員部長

も年金制度がいかにあるべきかを真剣に考えており、その視点で要求を決めた。話し合いで理解を深めながら方向を作り上げたい。TPPには種々の側面があるが、私たちは特に医療問題を重視している。米国型の営利中心の医療に転換するのではなく、日本の優れた皆保険制度をこわさないようにすべきだ。

の職域部分の廃止と同時に公務の特殊性にも配慮した公務員制度の一環として、「年金払い退職給付」が創設されたところです。今後も、引き続き関係者の御意見も十分伺いつつ、対応してまいりますと考えています。

【地公退要求】

(2) 年金保険の加入者を拡大すること。このため地方自治体に働く非常勤職員・臨時職員の被用者年金加入を速やかにかつ抜本的に拡大すること。

【諸戸福利課長回答】

被用者年金一元化法により公務員も厚生年金に加入することとされ、この結果、地方自治体に勤務する常勤職員も非常勤職員も、ともに厚生年金に加入することとされたところです。

また、平成二四年の通常国会において成立した年金機能強化法では、平成二八年一〇月から厚生年金への加入要件である一週間の所定労働時間を週三〇時間以上から週二〇時間以上に緩和するなど、公務部門も含めた短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が行われることとなっています。

さらに、平成二六年七月四日に発出された「臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等について」（総行公第五九号総務省自治行政局公務員部長通知）においては、地共済法が適用されない者の社会保険の適用について、厚生年金及び健康保険の各法律に基づく適用要件に則った適切な対応を求めているところであり、今後とも、各地方公共団体におかれては、本通知にしたがい、非常勤職員・臨時職員に係る厚生年金及び健康保険の適用に適切に対応が図られるものと考えています。

【地公退要求】

(3) 年金制度と財政を安定させるため、雇用の安定・質の向上、賃金改善を図ること。

(4) マクロ経済スライド制度による既裁定年金額調整の在り方について、将来の年金受給世代が貧困に陥らない年金水準を確保できることを重視して、現受給者をはじめ関係者と誠実に協議すること。基礎年金をマクロ経済スライドの対象外とすること。

(5) 年金受給者の選択権を前提に、基礎年金保険料拠出期間延長および年金受給開始年齢選択幅拡大を検討すること。在職老齢年金は就労による労働参加率向上を促すものになるようあり方を検討すること。

年金について

【地公退要求】

(1) 年金制度の検討に当たっては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意すること。その改善・改革は実証に基づく綿密な設計と丁寧な合意形成によること。また、被保険者・年金受給者の意見反映を保障すること。

【諸戸福利課長回答】

平成二四年に成立した被用者年金一元化法等により、平成二七年一〇月から共済年金は厚生年金に統合されましたが、公的年金とし

【諸戸福利課長回答】

年金制度等全体に係る事項ですので、総務省だけではお答えすることはできませんが、年金制度については、年金生活者の理解を十分に得る必要があると考えられることから、制度改正を行うに当たっては平成二六年財政検証のオプション試算の結果等も踏まえつつ、年金部会等での十分な議論が必要と考えています。

【地公退要求】

(6) 地方公務員共済長期積立金運用について、機械的にGPIFに追随しないこと。国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」の趣旨に沿った運用を拡充すること。

【諸戸福利課長回答】

被用者年金一元化後の厚生年金保険給付積立金の運用については、平成二六年七月三日に主務大臣（総務大臣、財務大臣、文科大臣、厚労大臣）が策定した「積立金基本指針」において、「管理運用主体（地方公務員共済においては、地方公務員共済組合連合会）は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、（略）モデルポートフォリオの許容乖離幅の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を發揮できるようにしたものとなるよう配慮すること。」と定められているところです。

実際、昨年の一〇月一日から適用されている地方公務員共済組合の基本ポートフォリオは、「地共済における運用の自主性及び創意工夫の發揮」等の観点から、モデルポートフォリオの中心値範囲より五割拡大した許容乖離幅を設定しております。

また、国連の責任投資原則（PRI）の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンスに着目した投資（ESG）については、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、地方公務員共済組合連合会においては平成二一年度から、全国市町村職員共済組合連合会においては平成二四年八月から、公立学校共済組合においては平成二六年一月から、それぞれ実施しております。

昨年の一〇月一日に地方公務員共済組合連合会において制定された、いわゆる管理運用の方針（正式名称「厚生年金保険事業の管理積立金に関する管理運用の方針」）においても、各地方公務員共済組合が、株式運用においてESGを含めた非財務的要素を考慮するよう努める旨定められており、地方公務員共済組合全体としては、今後、既に実施している組合の運用実績等も踏まえ、社会的責任投資等の実施に向けた検討がさらに進むものと考えております。

【地公退要求】

(7) 被用者年金一元化に伴う追加費用削減について、沖縄の共済年金受給者は政令によりそれ以外の地域より追加費用期間が長く削減幅が大きい。同等になるよう改めること。

【諸戸福利課長回答】

追加費用の削減は、共済年金受給者間で給付と負担のバランスの公平性を高めるという趣旨で、公務員等の恩給期間は本人負担が少なかったことに着目し、恩給期間分の給付について、負担に見合った給付水準とするように減額するものです。ご指摘の追加費用期間の違いについては、沖縄以外の組合員に対する地共済法の適用が昭和三七年一月であり、それ以前の恩給期間が対象となっていることに対し、沖縄の組合員については、昭和四一年七月から沖縄の共済法による共済制度が適用され、同月前の恩給期間が対象となっていることから生じているものであり、いずれも共済年金の適用前の恩給期間を追加費用期間とする考え方に違いはありません。なお、追加費用の削減に当たっては、①減額率の上限は恩給期間も含めた共済年金全体の一〇％とする、②二三〇万円／年以下の給付（恩給期間も含めた共済年金全体）は減額しない、という措置を講じ、受給者の生活の安定にも配慮しているところです。民間被用者、公務員を通じて公平性を確保することにより、制度の安定化と公平化を図り、若い世代を含め、すべての世代の安心を確保するため、ご理解をお願いしたいと考えています。

地域包括ケアシステム基盤整備について

【地公退要求】

入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態により、利用者本位の診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する地域包括ケアシステムを街づくりと一体で、実現すること。

その基盤となる特別養護老人ホーム、認知症高齢者施策、高齢者住宅などについて、今後の需要増に対応する計画的整備のため、適切な財政措置を講ずること。

【自治財政局調整課理事官】

地域包括ケアシステムについては、その推進に当たり、高齢者の自立支援・介護予防に取り組む市町村の好事例の横展開等、地方公共団体の取組に対する支援の充実を図るよう、総務省から厚生労働省に対し、要請しているところです。

また、介護基盤の整備については、地方債等による地方財政措置に加え、平成二七年度から地域医療介護総合確保基金による財政支援が行われております。総務省としては、厚生労働省に対し、基金について所要の国費の確保を要請するとともに、基金財源に係る地方負担分についても、適切に地方財政措置を講ずることとしており、今後とも介護基盤の計画的な整備が推進されるよう適切に対応してまいります。

【地公退再発言】

回答を聞いたうえで二点発言する。

一つは追加費用。回答にもあったように総務省としては終わった課題かもしれないが当方は発言を続ける。

そもそも追加費用部分は雇用主責任として支払われるべきもので、年金一元化に関連する官民格差とは別次元のテーマであり、削減自体に制度的正当性はない。しかも、その減額は事業主負担か地方交付税が減額されるだけで年金財政に全く貢献しない。制度的に誤っていると主張する。就中沖縄は復帰後に共済制度が発足したため追加費用期間が長く減額幅が大きい。追加費用期間の定義は承知しているが、何らかの配慮があつてしかるべきだ。

二つは将来受給世代の年金水準確保。今年新たに書き加えた。誰しも今より年金額が下がったり抑制されることを歓迎はしない。しかし、私たちの受給水準と孫・ひ孫の受給水準の関係を冷静に見て、どうあるべきかを考えようと議論している。本来の所管は厚生省であるが、関係者の全てが正確な年金の制度と財政を理解する努力をして、納得づくで出口を探す必要がある。総務省でもその努力をしてほしい。

【江崎孝・参議院議員】

若者と高齢者をいがみ合わせるのではなく、ウインウインになるような協議を進めるべきだ。

【諸戸福利課長回答】

将来の年金制度について退職者組織で真剣な議論が行われていることを受け止める。必要に応じて話し合いたい。

【地公退発言】

(1) 年金制度の将来については要求した通りの主張だが、自分も九歳の母を介護しており生活に余裕はない。そうした受給者の生活実態を念頭に置いて検討すべき。少なくとも当事者が運営に参画することは不可欠だ。

(2) 沖縄については基地負担をはじめ苦しさを押し付けてきた。年金の矛盾をまずは正して心を通わせるのが筋だ。

(3) TPPの枠組みでは米型保険資本が医療を壟断し、医療費を支払えない患者が生じて高齢者殺しも起こり得る。高齢者の意見を反映すべきだ。

(4) 介護の社会化を求めて発足した介護保険、再度家族押し付けに戻してはだめだ。

(5) 年金も介護も難しくなると女性にしわ寄せされてきた。今後の制度改革ではそうならないよう配慮すべきだ。

これが「裁判」か？ 沖縄県「敗訴」

福岡高裁、辺野古新基地建設に関して全面的に政府を代弁

九月一六日福岡高裁那覇支部は、翁長県知事が辺野古の海の「埋め立て承認の取り消し撤回に応じない」のは「違法」として、撤回を求めた政府の勝訴判決を出した。

この裁判は、仲井真前知事が自分の公約を踏みしじって「埋め立て承認」したことに對して、これを否定する沖縄県民の強い意志で当選した翁長知事が、承認を取り消したことに端を発している。

沖縄県は前知事の承認には瑕疵があり、県民の意思を踏まえた取り消しは正当であるという当然の主張をしたが、国は、「埋め立て承認は有効であり、その取り消しは撤回されるべき」と主張して沖縄県を訴えた。

裁判は本年三月、裁判所の勧告に基づき一旦和解して話し合いを開始していた。この時裁判所は「九九九年の地方自治法改正」を引き国と県との関係に對等平等の関係を求めていたことが示すように、この裁判は地方自治の問題であり、前知事の決定を覆す場合の法的手続きが争点だった。言うまでもなく、より本質的にはこの新基地建設を許していない沖縄県民の自治を尊重することにある。

しかし、政府は七月の参院選で沖縄選挙区出身の自民党沖縄担当大臣が大差で落選したと見るや県との話し合いを放棄し、一方で本件訴訟を提起するとともに、他方では県北部の東村・高江でのヘリパッド建設のため、全国動員の機動隊による暴力的反対運動弾圧、自衛隊機による重機搬入の強行を開始した。

再開された裁判では、三月には和解勧告をした同じ裁判長が、地方自治という法律論ではなく、あるうことか新基地建設の妥当性という政治論で今次の判決を出した。いかなる威嚇や甘言があつたか知る由もないが、司法が行政の代弁者に墮したとしか言いようがない。

新潟県知事選挙 米山隆一さん当選！

三反園鹿兒島県知事に続き、原発反対の民意が示される

一〇月一六日に投票票された新潟県知事選挙は、五三%強という前回は大幅に上回る投票率の下、原発再稼働に反対を表明して闘った米山隆一さんが自公推薦の森候補を約六万票の差で破って当選した。

鹿兒島の三反園知事の勝利に続いて、新潟県の市民は原発ノーを選んだ。

東京電力は、厚顔にも「福島第一原発事故の補償や廃炉の費用負担を続ければ企業が倒れる、これらの費用を税と電気料金と新電力の托送料で負担せよ」と求めている。電力自由化を機に再生可能電力を選んだ消費者も、托送料（送電線使用料）に上乘せされた原発経費を負担させられる。

原発反対の声を威嚇や札びらで沈黙させたいと起こした重大事故の責任を放棄して、開き直った加害企業が被害者市民に請求書を突きつけることを許すことはできない。

この動きはひとり東京電力の問題ではなく、政官業一体の「原子力ムラ」が福島原発の重大事故から何も学ばず、被災者の生活を無視し続けて企業の目先の短期利益と国家の潜在的核武装基盤整備のた

いわく「普天間飛行場の被害を除去するには新施設を建設する以外にない（辺野古が唯一の解決策とする政府を代弁）」「反対する民意に沿わないとしても、基地負担軽減を求める民意に反するとは言えない」。

翁長知事は先の国連人権理事会で「沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている。あらゆる手段を使って新基地建設を止める覚悟」と述べたが、今次判決に對しても「長い長い戦いになるうかと思う。新基地は絶対に作らせないという信念を持ってこれからも頑張っていく」と表明しており、この立場で、最高裁に控訴した。

「埋め立て承認取り消し」は極めて重要で最高裁での逆転を目指す運動が続くが、闘い全体で言えば一つの局面であり、新基地を作らせないためにはこのほかにも多くの闘い方がある。米軍とその下働きの日本政府の横暴を許さず、苦しみつづもしたたかに明るく運動を続けている沖縄の人々を孤立させない全国の連帯の力が求められている。

△辺野古基金振込先金融機関等▽

- 金融機関名(店番号) 口座番号
- 全て普通預金 口座名義「辺野古基金」
- ・ 沖縄県労働金庫県庁出張所 (九五三) 三四〇六四八一
 - ・ 琉球銀行県庁出張所 (二五二) 一八五九二〇〇
 - ・ 沖縄銀行県庁出張所 (〇一二) 一二九二七七二
 - ・ ゆうちょ銀行(払込み取扱票)
- 〇一七九〇一五一二二八九六六

め復活しつつあることを示している。

新潟県民が使わない電力を作ってきた柏崎刈羽原発について、泉田前知事は「福島事故の検証と総括なしに再稼働の議論はできない」という立場を貫いてきたため、原子力ムラから目の敵にされてきた。今回の選挙は泉田知事が地元メディアとの関係を問題視して立候補を断念したと伝えられたため、急遽米山さんが擁立されたもの。

今次の立候補断念の経過詳細は不明だが、三年前に刊行された小説「原発ホワイトアウト…若杉冽著」の、「嵌められた知事」の章に「新潟県知事・伊豆田清彦」氏が原子力ムラの謀略で失脚させられるくだりがあり、そうしたことが事実になってはいけないと多くの人が危惧していた。

自公政権の思惑を覆して当選した米山新知事は「泉田知事の立場を継承する、皆様の命と暮らしを守れない現状で原発再稼働は認められない」とはっきり言わせてもらおう」と表明した。今後私たちが、想定される原子力ムラによる猛烈な巻き返しを許さず、知事を激励し続けることが不可欠である。

九・二七地公労・地公退高齢者集会記念講演概要

「TPP参加で日本社会はどうなるか」 国家主権をめぐる岐路で考える

孫崎 享 (元外務省国際情報局局長、元防衛大学校教授)

九月二七日、「二〇一六年九・二七地公三単産・地公退高齢者集会」が日本教育会館で開催された。集会基調は、全水道の鈴木副委員長、地公退の川端事務局長が提起し、戦争法制廃止、反戦・平和、社会保障制度改革実現、公共サービスの改善などについて現・退一致で取り組んでいくことを確認した。

記念講演は、元外務省国際情報局長の孫崎亨氏から、「TPP参加で日本社会はどうなる」をテーマに、TPPをめぐる動向やその問題点について講演を受けた。

私は『戦後史の正体』というのを書き、戦後からの日本の歴代首相を勉強してきたが、安倍首相のようにひどい首相はいなかったと思う。

「日本国民のため」という理念を忘れてしまった。また、間違ったことを言っても全く平気。「原発」が代表的なものだが、東京オリンピックを招致するときに、「原発は完全にアンダーコントロールといったが、現実には完全にアウトコントロールだった。けれども嘘をついても平気。」

そして例えばTPP。まったく日本の利益にならない、財界の利益にもならない。そういう制度に今まっしぐらに行っているが、アメリカ大統領選挙では、トランプもクリントンも、「TPPはやらぬ」といっている。

クリントンはアメリカの金融界や軍産複合体が支援しており、本当はTPPをやりたいと思っているが、大統領候補の指名選挙でサングラスに猛烈に追い上げられ、「私は大統領になってもTPPはやらぬ」といっている。

現在の時点でも、民主党の多くの議員はTPPに反対している。ということでも次の大統領になったときに、現在の合意に達しているものをアメリカが批准することはない。

にもかかわらず、なんで今度の国会が「TPP国会」なのか、アメリカが批准もしない、それを次の国会の一番大きなテーマにする日本国民のためではなく、そしてアメリカもやるつもりもない。安倍政権が頼りにしているアメリカとは、本当に一部の金融界と軍産複合体の小さなグループだけ。

TPPの核心は「ISD条項」

TPPの一番大きな問題は、この国の「国家主権が無くなっていく」ことです。ここが一番大きいポイントです。

それは、「ISD条項」の問題です。「Iは投資家、Sは国家、Dは紛争」、だから「投資家国家紛争条項」のことです。

例えば、メキシコとアメリカとカナダは、北米自由貿易協定（NAFTA）というものを持っている。そこに「ISD条項」が適用される。具体的に、アメリカの企業がメキシコに投資をして、産業廃棄物の会社を作った。その産業廃棄物の会社が有害物質を流して地下水の中に流れ、それが近隣の人たちが井戸水として使って病気になるので、自治体は事業を止めた。それは当然のことと思われるが実際は、それでメキシコ政府は産業廃棄物の企業に訴えられて巨額な賠償金を企業に払わなければならなくなった。投資をしてそれに対して期待する利益があったが、地方行政の指導によってその利益が無くなった、ということでも訴訟に敗れた。

同様の訴訟は世界中で起されており、国民の健康保持のためタバコの販売規制を行ったニュージーランドをアメリカの企業が訴えた例、原発政策を転換したドイツにスウェーデンの企業が賠償金を請求した例などがある。

この紛争処理条項の基本的な概念は、企業がこれまで持っている利益を相手国の法律・裁判・行政に侵害されたら巨額の賠償金をとれる、ということにある。

そうすると結果的に、どうなるかというと、賠償金は何十億円、時には一千億円単位になるから国家はそれに応ずる形で運用を変える。そういう意味で、ISD条項で日本の主権が無くなる。

▲講師の孫崎亨氏



いま防衛大臣になった稲田さんは野党の時に、「TPPは国家の主権を奪うものだから反対だ」と言っていた。けど今は全く逆。すべての問題で、「物事の核心をこうだ」ということは言えない国になってしまった。それがTPPであって、そのTPPも自分たちの利益とは何の関係もない。

この制度の「一番怖い狙いは「医療」

TPPに入るとアメリカの医療業界や薬業界が、高額医療とか高額の薬を国民健康保険から払えと言いはじめます。もしそれをしなれば、「差別している」ということで訴えるということになる。巨額な賠償金を取られると困るから、厚生労働省は高額医療・高額薬価を国民健康保険の対象にしていく。何が起るのか？ 国民健康保険が事実上崩壊します。国民健康保険が事実上崩壊して誰が儲かるか？ アメリカの生命保険会社です。

TPP協議の日本側の代表が経団連会長で、アメリカ側の代表はアフラック日本代表です。サングラスは、「誰もが大学に行け、誰もが医療を受けられる社会を作りたい、実現はできないだろうが私が大統領になったらその夢のために頑張る。」といった。現実には昨年のアメリカの家庭の三分の一は、医療費が高いから病院に行っていない。しかし日本では、医療・教育はほとんどすべての人が一応行けるような国だったと思う。

経済と軍事は両輪の形で進む

農協の人とよく話すが、農協の人が「TPPはだめだと分かったが、TPPに入らなければアメリカは日本を守ってくれない。アメリカの言うことを聞かないと東アジアが非常に緊迫しているから、守ってくれなくなると困るから、ということをお民衆の先生が言うので、そうなると思は答えられなくなる」と言った。

ということでも、TPPのことを議論するときには、「東アジアの安全」ということにどうしても目を配らなければならない。

私たち集団的自衛権ということで自衛隊を海外に派遣しようとしているが、まず考えなければならぬのは、「テロとの戦い」では、世界の平和はないということだ。

「テロ戦争」が始まったのは二〇〇一年の同時多発テロ事件です。この時期に世界中でテロの犠牲者になったのは五〇〇人から六〇〇人ぐらいです。そのあと「テロ戦争」が続き、二〇一四年テロの犠牲者になったのは三万人です。「テロ戦争」がテロを増やしているのです。テロ戦争では世界は平和にならない。

その中でアメリカが日本に求めるのは、かつては「旗を立てろ」、次は「軍靴を戦場にもっていけ、自衛隊を戦場に出せ」、そして今は「血を流せ」です。集団的自衛権は自衛隊が血を流すシステムです。自分の国の利益のためではなくアメリカの戦略のために血を流すシステムです。

その時言われるのは、「東アジアの情勢は厳しい、これをどうするか問題だ」です。しかし例えば、ロシアや中国の軍用飛行機が飛んでくる、それにスクランブルで警戒態勢をとる。それは米軍機ではなく自衛隊機です。日本をアメリカが防衛するという態勢は一九六〇年末からありません。日米ガイドラインは、「日本の防衛は日本が主体的に行い、アメリカは必要に応じて補助的なことをする」であり、アメリカがいるから日本の防衛があるのではない。

だから「米軍がいるから、米軍に依存しているから、これを失われたくない。そうでないと日本の安全はない、だからアメリカに言われたら何でもやろう、日本の国を害することになってもTPPに行こう」という人たちがいるが、それは違うのです。アメリカは日本を守ってはいけません。安保条約第五条は、「日本の管轄地に対して日米双方に攻撃があったときには、日米双方が自国の憲法に従って対応する」と言っている。そのことは、アメリカの憲法は、交戦権は議会にあるから、安保条約第五条が言っていることは、「議会が闘うと言ったら、私たちは戦います」と言っている。それ以上のもではない。私たちは、東アジアは外交で守れる、それしかない。そして、その意味で米軍に依存することはない。そしてTPPをはじめ経済でも自国の利益を中心にものを考えていいのだ、ということだと思えます。